省令

○厚生労働省令第百四十号

医療法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十四号）の施行に伴い、及び会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三号）第二条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則（平成十二年労働省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号中「会社分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）」を「効力発生日」に改め、同号を第四号とし、第二号中「法第二条第一項の分割（以下「会社分割」という。）をする同条第二項の会社（以下「分割会社」という。）から同条第一項の承継会社等（以下「承継会社等」という。）」を「分割会社から承継会社等」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　通知の相手方たる労働者が法第二条第一項の分割（以下「会社分割」という。）をする同条第二項の会社（以下「分割会社」という。）との間で締結している労働契約であって、同条第一項の分割契約等（以下「分割契約等」という。）に同条第一項の承継会社等（以下「承継会社等」という。）が承継する旨の定めがあるものは、分割契約等に係る会社分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）以後、分割会社から承継会社等に包括的に承継されるため、その内容である労働条件はそのまま維持されるものであること

第二条第一号中「法第二条第一項の分割契約等（以下「分割契約等」という。）」を「分割契約等」に改める。

第三条第一号中「第二号」を「第三号」に、「第四号」を「第五号」に、「第六号」を「第七号」に改める。

第五条中「会社分割」とあるのは「新設分割」と、第二条（第一号を除く。）及び第三条の規定中「分割契約等」とあるのは「分割計画」と「分割契約等」とあるのは「分割計画」と、「会社分割」とあるのは「新設分割」に改め、同条の表を次のように改める。

第一条本文	会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律	農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十条の六第二項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律
第一条第二号	法第二条第一項の分割（以下「会社分割」	農業協同組合法第七十条の三第一項に規定する新設分割（以下「新設分割
	同条第二項の会社（以下「分割会社	同法第十条第二項に規定する出資組合（以下「分割組合
	同条第一項の分割契約等（以下「分割契約等	同法第七十条の三第一項の新設分割計画（以下「分割計画
	同条第一項の承継会社等（以下「承継会社等	同条第二項第一号に規定する新設分割設立組合（以下「設立組合
第一条第四号	会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社	分割計画に
		新設分割が
		分割組合から設立組合
		設立組合

第五条の次に次の一条を加える。

第六条　第一条から第四条までの規定は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十条に規定する吸収分割及び同法第六十一条第一項に規定する新設分割について準用する。この場合において、これらの規定（第一条本文及び同条第二号を除く。）中「分割会社」とあるのは「分割医療法人」と、「承継会社等」とあるのは「承継医療法人等」と、「会社分割」とあるのは「医療法人分割」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条本文	会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十二条において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律
第一条第二号	法第二条第一項の分割（以下「会社分割」	医療法第六十条の吸収分割又は同法第六十一条第一項の新設分割（以下「医療法人分割」
	同条第二項の会社（以下「分割会社	同法第六十条の二第一号の吸収分割医療法人又は同法第六十一条の二第三号の新設分割医療法人（以下「分割医療法人
	同条第一項の分割契約等	同法第六十条の吸収分割契約又は同法第六十一条第一項の新設分割計画
	同条第一項の承継会社等（以下「承継会社等	同法第六十条の吸収分割承継医療法人又は同法第六十一条の二第一号の新設分割設立医療法人（以下「承継医療法人等
	会社分割が	医療法人分割が
	分割会社から承継会社等	分割医療法人から承継医療法人等
第一条第四号	商号	名称
	住所（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社にあっては所在地）	主たる事務所の所在地

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年九月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日前に吸収分割契約又は新設分割計画が締結又は作成された場合におけるその吸収分割又は新設分割については、なお従前の例による。